

# 春日井市生活排水処理基本計画

(案)

春日井市



## ～ 目 次 ～

<b>第 1 章 総 論</b> .....	<b>1</b>
第 1 節 計画改定の趣旨 .....	1
第 2 節 計画の位置付け .....	2
第 3 節 計画の対象範囲 .....	3
第 4 節 計画期間（計画目標年度） .....	3
<b>第 2 章 地域の概要</b> .....	<b>4</b>
第 1 節 地域の概況 .....	4
第 2 節 公共用水域の環境基準・環境目標適合状況 .....	5
<b>第 3 章 生活排水処理の現況</b> .....	<b>6</b>
第 1 節 生活排水処理の状況 .....	6
第 2 節 公共下水道を除く生活排水処理の状況 .....	9
<b>第 4 章 課題の抽出</b> .....	<b>14</b>
<b>第 5 章 基本方針</b> .....	<b>16</b>
<b>第 6 章 計画の目標</b> .....	<b>17</b>
<b>第 7 章 目標達成のための施策</b> .....	<b>20</b>
第 1 節 生活排水の処理計画 .....	20
第 2 節 し尿・汚泥の処理計画 .....	23

<b>第 8 章 計画の進行管理</b> .....	<b>25</b>
第 1 節 各年度における実施状況の分析・改善 .....	25
第 2 節 中間年度等における計画の見直し .....	25
第 3 節 計画の推進 .....	25

---

# 第 1 章 総 論

---

## 第 1 節 計画改定の趣旨

本市では、第五次総合計画（平成 25 年 3 月改定）の基本構想の中で、まちづくりの目標である将来都市像を「快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまち」と定め、良質な都市環境の整備とともに緑豊かな自然環境の保全や創出に配慮し、便利さとゆとりとのおいが調和したまちづくりを進めています。

多くの一級河川や水路が流れる本市においては、生活排水が地域の水環境と密接な関わりを持っていることから、その適正処理が身近な河川の水質や生態系を保全し、自然との共生を進めていく上で重要な問題となっています。

本市では、市民生活に伴い発生する生活排水<sup>注)1-1</sup>による河川の汚濁防止や水質保全を確保するための長期的・総合的視点に立った計画として、平成 18 年 10 月に計画目標年次を平成 30 年度とする「春日井市生活排水処理基本計画」（以下「現計画」という。）を策定しました。

現計画では、生活排水処理対策として、公共下水道<sup>注)1-2</sup>の整備や合併処理浄化槽<sup>注)1-3</sup>の普及の促進により適正処理の拡大を図ってきましたが、春日井市下水道基本計画が平成 24 年 1 月に改定されたことや合併処理浄化槽の普及状況等により、生活排水を取り巻く社会的情勢が現計画策定時とは大きく変化しています。

このような背景から、本市では、環境省が策定した生活排水処理基本計画策定指針に基づき、計画的な生活排水処理対策に必要な公共下水道と浄化槽の生活排水処理量を定めることにより、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥量を推計し、既に供用開始から 25 年が経過するし尿等処理施設（衛生プラント）の施設整備を進めるため、生活排水処理基本計画を改定し、汚泥の適正処理を目指します。

---

注)1-1 人の生活活動に伴って排出される排水で、人体から排出されるし尿と台所、風呂場等から排出される生活雑排水に区分される。

注)1-2 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する污水处理施設のこと。

注)1-3 し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿のみを処理するものは単独処理浄化槽（みなし浄化槽）といい、ここでは両者を総称して浄化槽という。

## 第 2 節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされています。

一般廃棄物の処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる一般廃棄物処理基本計画と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める一般廃棄物処理実施計画から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分と生活排水に関する部分から構成されています。

生活排水処理基本計画とは、環境省の策定指針に基づき、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。

生活排水処理基本計画の位置付けについては、図 1-1 に示すとおりです。

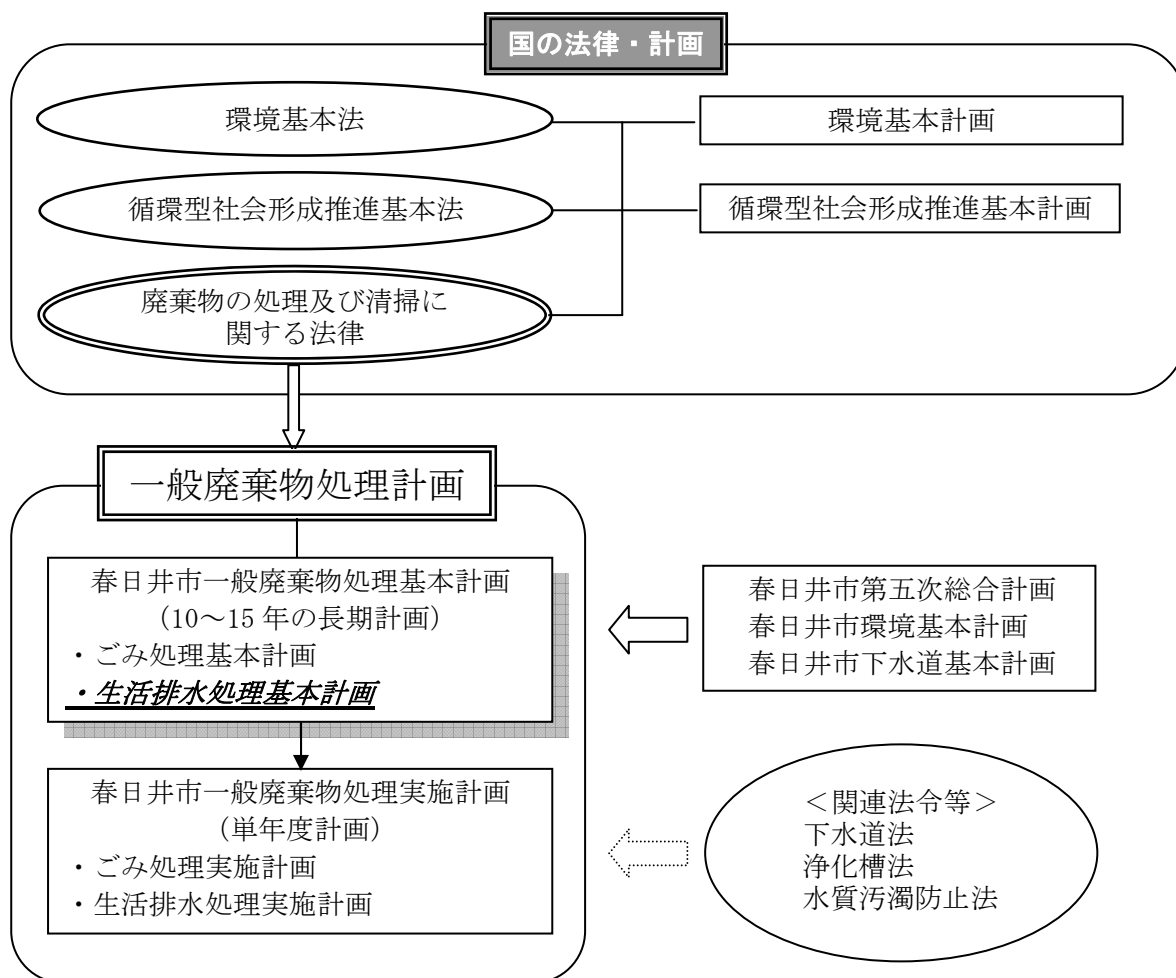


図 1-1 本計画の位置付け

### 第 3 節 計画の対象範囲

本計画は、下水道計画区域を含む市内全域を対象とし、区域内で発生する一般家庭及び事業所から排出される生活排水を対象とします。

表 1-1 計画の対象範囲

対象地域	春日井市全域
対象面積	92.71km <sup>2</sup>
対象人口	約 30 万 9 千人 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

### 第 4 節 計画期間 (計画目標年度)

本計画の計画期間は表 1-2 に示すとおり、平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。また、数値目標の設定においては、平成 35 年度を計画目標年度とします。

なお、本計画は、公共下水道計画の見直しなど生活排水処理を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や国の方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合については、随時見直しを行うものとします。

表 1-2 計画期間・計画目標年度の新旧比較

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
現計画 (H18年10月策定)	→																		
本計画 (H26年 3 月改定)							▲ 基準 年度	↓ 計画 改定	→										▲ 計画 目標 年度

---

## 第 2 章 地域の概要

---

### 第 1 節 地域の概況

本市は、昭和 18 年 6 月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の 4 か町村の合併により誕生し、昭和 33 年 1 月には高蔵寺町、坂下町の 2 町が合併して現在の市域となりました。

市域は、名古屋都市圏の北東部に位置し、名古屋市、瀬戸市、小牧市、犬山市、豊山町、岐阜県多治見市に隣接しています。

面積は 92.71km<sup>2</sup> で、市域は濃尾平野と尾張丘陵に広がっており、市の北東部に山地、丘陵が分布し、市の南西部に台地、低平地が広がっています。また、市の南部には中部地方を代表とする一級河川の庄内川が流れています。

交通面では、国道 19 号線、JR 中央本線のほか、高速道路（東名・名神高速道路、中央自動車道）や幹線道路（国道 155・302 号線等）、鉄道（東海交通事業城北線、愛知環状鉄道線）が中部圏の各地を結んでおり、広域交通の結節性の高い立地条件にあります。

このような交通至便な立地条件のもと、昭和 30 年代後半に高蔵寺ニュータウンをはじめとする大規模団地が開発され、名古屋近郊の住宅都市として発展してきました。平成 13 年 4 月には特例市へと移行し、現在では約 30 万 9 千人の人口を有しています。

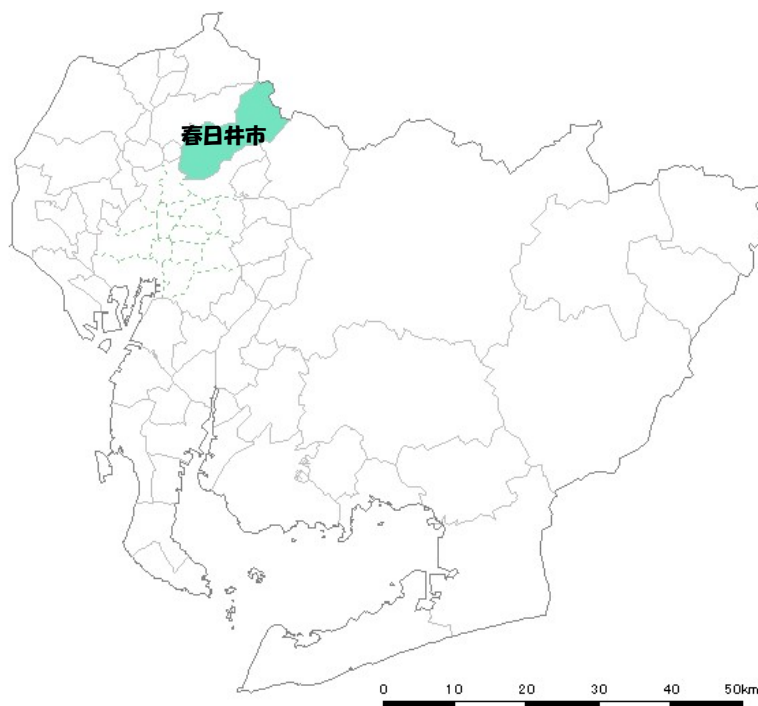


図 2-1 位置図



## 第 2 節 公共用水域の環境基準・環境目標適合状況

本市を流れる庄内川には図 2-2 に示すとおり、生活環境の保全に関する環境基準が定められています。市内の流域においては、水野川との合流地点より上流側が環境基準 B 類型 (BOD<sup>注)2-1</sup> 基準値 3 mg/ℓ以下)、下流側が環境基準 D 類型 (BOD 基準値 8 mg/ℓ以下) に指定されています。

河川の水質状況を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) の調査結果は表 2-1 に示すとおり、環境基準が適用される庄内川では、すべての地点で環境基準を達成していますが、市が独自に定めている環境目標値 (BOD 基準値 8 mg/ℓ以下) については、八田川 (御幸) を除く、12 地点中 11 地点において環境目標値を達成しています。

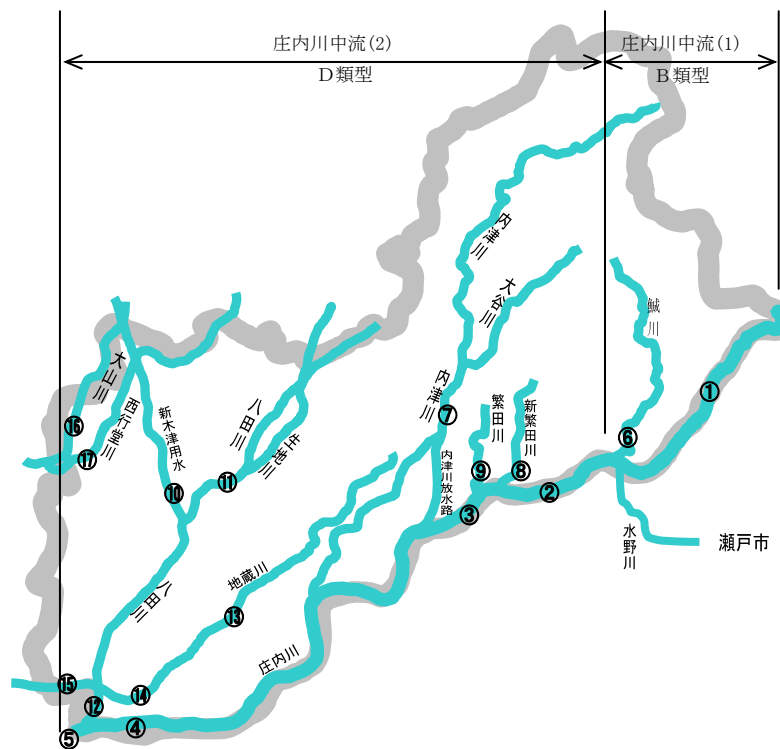


図 2-2 庄内川水系の水質調査地点及び類型指定図

表 2-1 環境基準及び環境目標適合状況 (BOD)

地点	環境基準値 (水質類型) 及び	22年度		23年度		24年度		
		年平均値	75%水質値	年平均値	75%水質値	年平均値	75%水質値	
庄内川	① 城嶺橋	3 (B)	1.6	1.9	1.1	1.3	1.1	1.5
	② 東谷橋	8 (D)	1.4	1.3	1.2	1.3	0.9	0.8
	③ 大留橋	8 (D)	2.2	2.4	1.3	1.5	1.3	1.5
	④ 勝川橋	8 (D)	2.1	1.5	1.6	1.9	1.3	1.3
	⑤ 水分橋	8 (D)	5.1	7.7	3.2	4.0	3.2	4.2
鹹川	⑥ 鹹川橋	8 (環境目標値)	1.2	1.2	1.1	1.2	1.0	1.1
	⑦ 松本橋		1.9	2.7	1.0	1.0	0.8	0.9
新繁田川	⑧ 身洗橋		1.5	1.5	1.1	1.1	0.7	0.6
繁田川	⑨ 大気橋		1.8	1.7	1.6	1.5	1.1	1.3
新木津用水	⑩ 高山橋		2.1	2.1	1.9	2.3	2.0	1.7
八田川	⑪ 新興橋		3.6	6.3	2.9	3.8	3.1	4.6
	⑫ 御幸		11	14	7.1	8.3	8.9	9.2
地蔵川	⑬ 杓ヶ島橋		2.3	1.9	3.2	1.7	2.3	2.5
	⑭ 長塚橋		2.1	3.4	1.8	3.0	1.9	2.1
新地蔵川	⑮ 新地蔵橋		1.2	1.5	1.3	1.3	1.1	1.3
大山川	⑯ 間内橋		1.9	2.1	2.2	2.1	2.2	2.1
西行堂川	⑰ 天主橋		5.7	8.6	5.0	7.9	5.5	8.0

出典：春日井市 HP

注)2-1 用語説明を p.11 の図 3-8 の欄外に示します。

# 第 3 章 生活排水処理の現況

## 第 1 節 生活排水処理の状況

### 1 生活排水の処理体系

本市におけるし尿、生活雑排水の処理体系は、図 3-1 に示すとおりです。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置している世帯等では生活排水が適正に処理されていますが、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯等では、し尿は適正に処理され、生活雑排水が未処理のまま周辺の河川等へ放流されている状況です。

なお、し尿と単独・合併処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥は、本市が運営管理するし尿処理施設「衛生プラント」へ搬入され適正に処理されています。

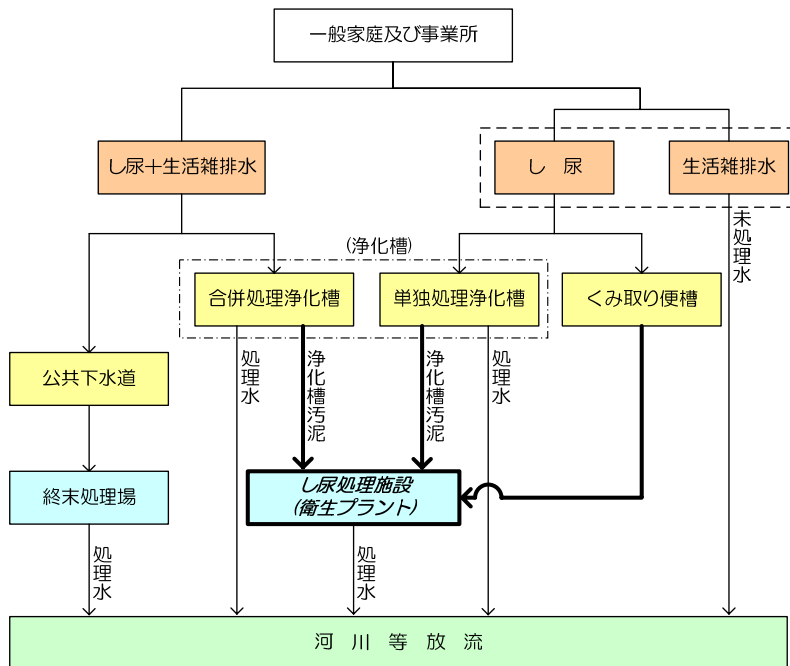


図 3-1 生活排水の処理体系

表 3-1 生活排水の処理主体

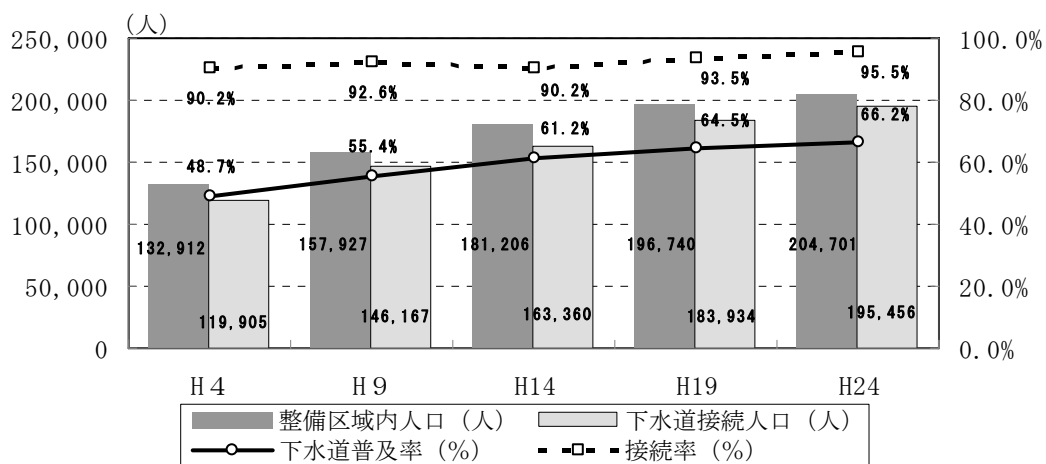
処理形態別施設	処理対象となる生活排水の種類	生活排水の処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	春日井市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	春日井市

## 2 処理形態別施設

### (1) 公共下水道

公共下水道は、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上など快適な生活環境を保持して行く上で大きな役割を担っています。下水道普及率は、平成4年度から平成24年度末までの間で48.7%から66.2%と17.5ポイント上昇しています。

また、本市では、下水道への接続工事を促進するため、水洗便所改造資金の貸付の助成を行っており、接続率の推移は図3-2に示すとおりであり、平成24年度には95%以上となっています。



※下水道普及率＝下水道整備区域内人口÷行政区域内人口×100

接続率＝下水道接続人口÷下水道整備区域内人口×100

図3-2 公共下水道整備状況の推移

### (2) 浄化槽

浄化槽の設置基数の推移は図3-3に示すとおりであり、平成24年度の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数は約3万基となっています。

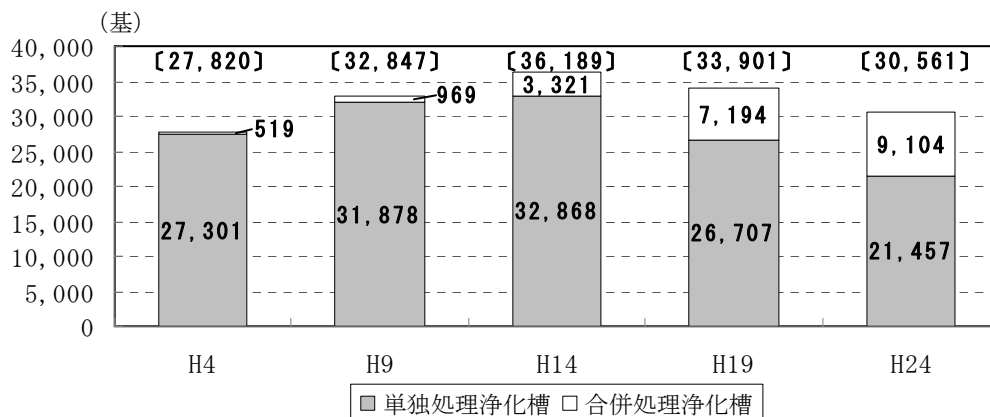


図3-3 浄化槽設置基数の推移

### 3 処理形態別人口

本市における平成4年度以降の処理形態別人口の年度末実績と生活排水処理率は図3-4及び図3-5に示すとおりです。下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加しており、単独処理浄化槽人口及びし尿収集人口は減少しております。また、合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口を合わせた浄化槽人口は平成14年度以降、減少傾向にあります。

平成24年度末において、計画処理区域内人口309,119人のうち、263,173人が生活排水を公共下水道または合併処理浄化槽により適正に処理しており、生活排水処理率は約85%となっています。

一方で約15%の45,946人(=309,119人-263,173人)が生活雑排水を未処理のまま排出し、公共用水域の汚濁の一因となっています。

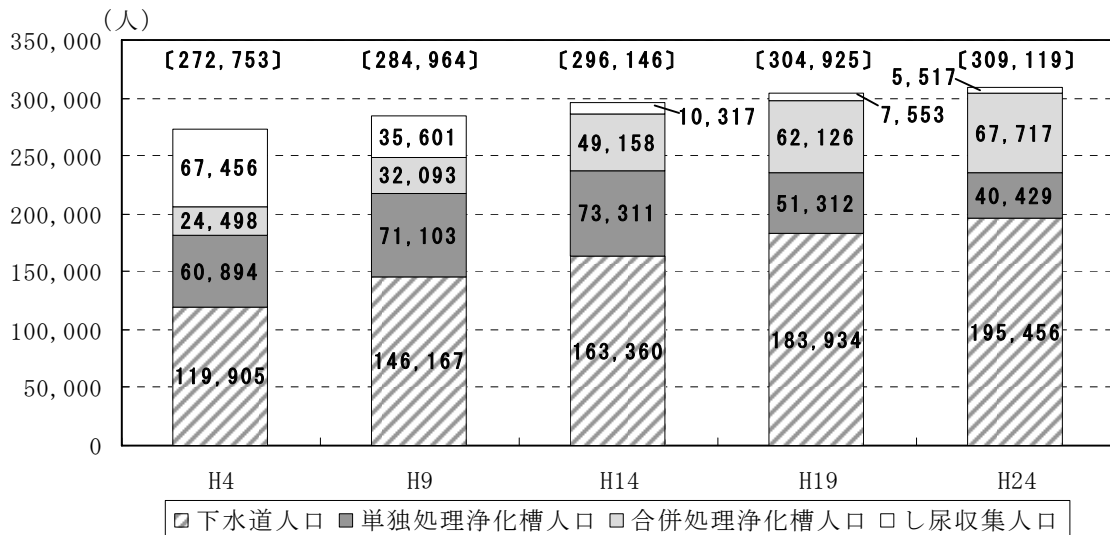
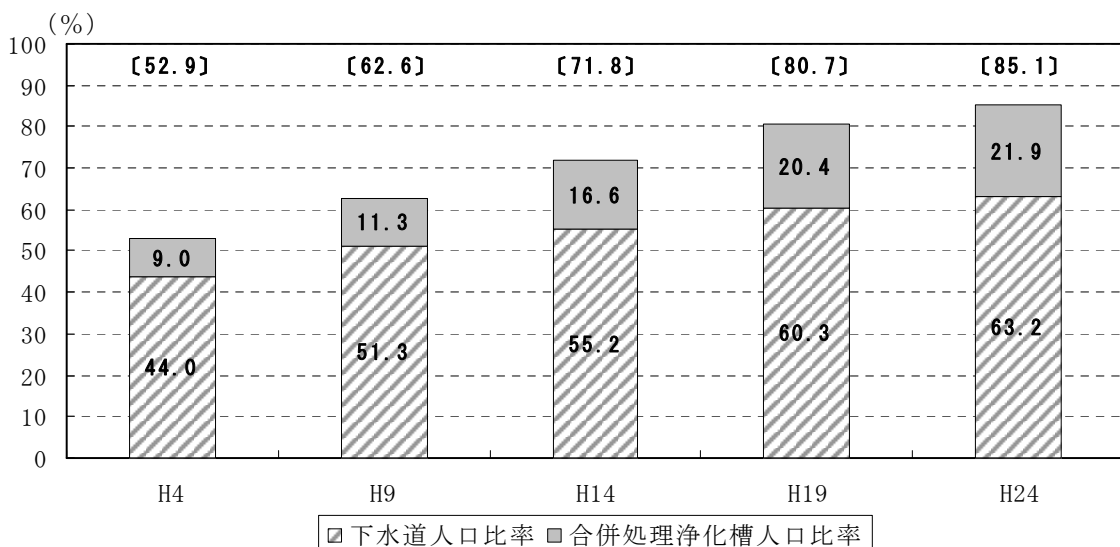


図3-4 処理形態別人口の推移



※生活排水処理率(%) = 水酸化・生活雑排水処理人口(合併処理浄化槽、下水道) ÷ 計画処理区域内人口 × 100

図3-5 生活排水処理率内訳の推移

## 第 2 節 公共下水道を除く生活排水処理の状況

### 1 収集運搬体制

くみ取ったし尿は直営<sup>注)3-1</sup> または市の委託業者、浄化槽汚泥<sup>注)3-2</sup> は市長が許可した収集運搬業者（以下「収集運搬許可業者」という。）が収集運搬し、衛生プラントへ搬入しています。

表 3-2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制

生活排水	収集・運搬体制
し 尿	直営・委託業者
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者

### 2 し尿・浄化槽汚泥の収集実績

くみ取ったし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、公共下水道の普及により全体としては減少傾向にあり、平成 24 年度には約 47,000kℓとなっています。

し尿収集人口の減少とともにし尿収集量が減少している一方で、浄化槽汚泥処理量については、単独処理浄化槽より発生汚泥量の多い合併処理浄化槽への転換が進んでいるため、浄化槽人口が減少しているにもかかわらず、近年は横ばい傾向にあります。

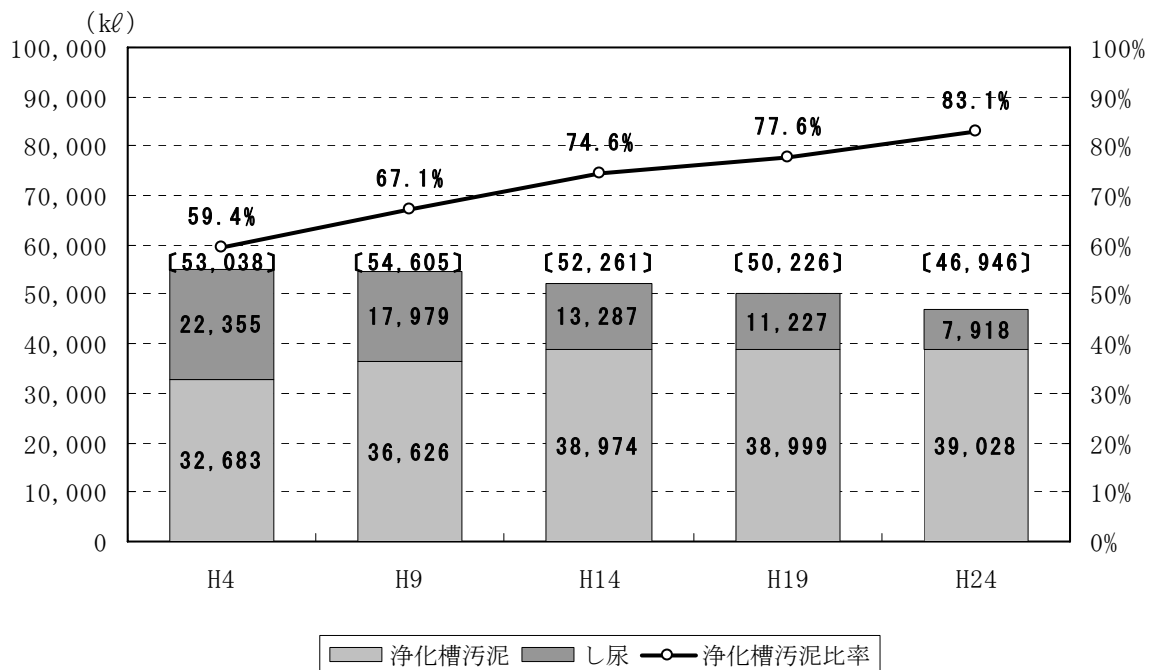


図 3-6 し尿・浄化槽汚泥の収集実績の推移

注)3-1 市が市の人員・装備等で直接収集・運搬作業を実施すること。

注)3-2 単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽から発生する汚泥。

### 3 中間処理の状況

#### (1) し尿処理施設の概要

衛生プラントは、市内から発生するすべてのし尿や浄化槽汚泥を適正に処理するため、昭和63年3月、最新設備を備えたし尿処理施設として完成しました。

処理方法は、標準脱窒素処理方式に加え、オゾン・砂ろ過・活性炭による高度処理を行っています。さらに、最適な処理状態を維持するために、各プロセスにおける水質をチェックし、クリーンな環境を守るために十分な体制で取り組んでいます。

その施設概要は、表3-3に示すとおりです。

表3-3 し尿処理施設の概要

名 称	春日井市衛生プラント
所 在 地	愛知県春日井市御幸町1丁目1番地2
処理能力	190 kℓ/日（し尿：74 kℓ/日、浄化槽汚泥：116 kℓ/日）
竣 工	昭和63年3月
処理方式	水 処 理：標準脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥処理：脱水処理→焼却処理
放 流 先	勝西雨水配管 ⇒ 一級河川八田川

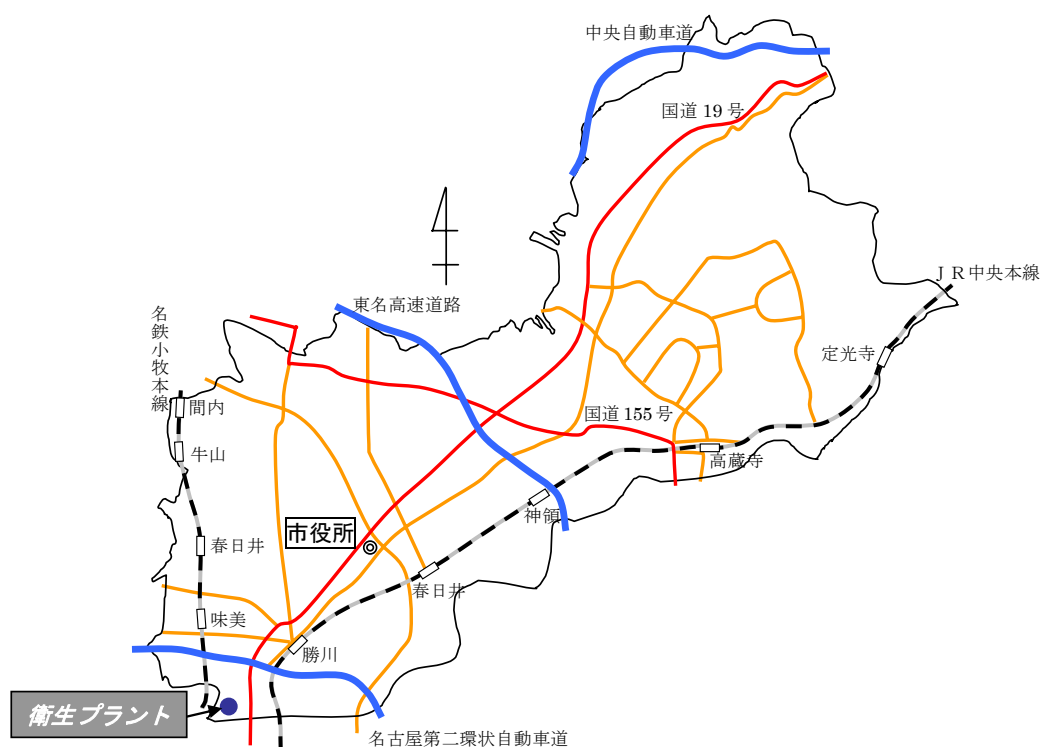
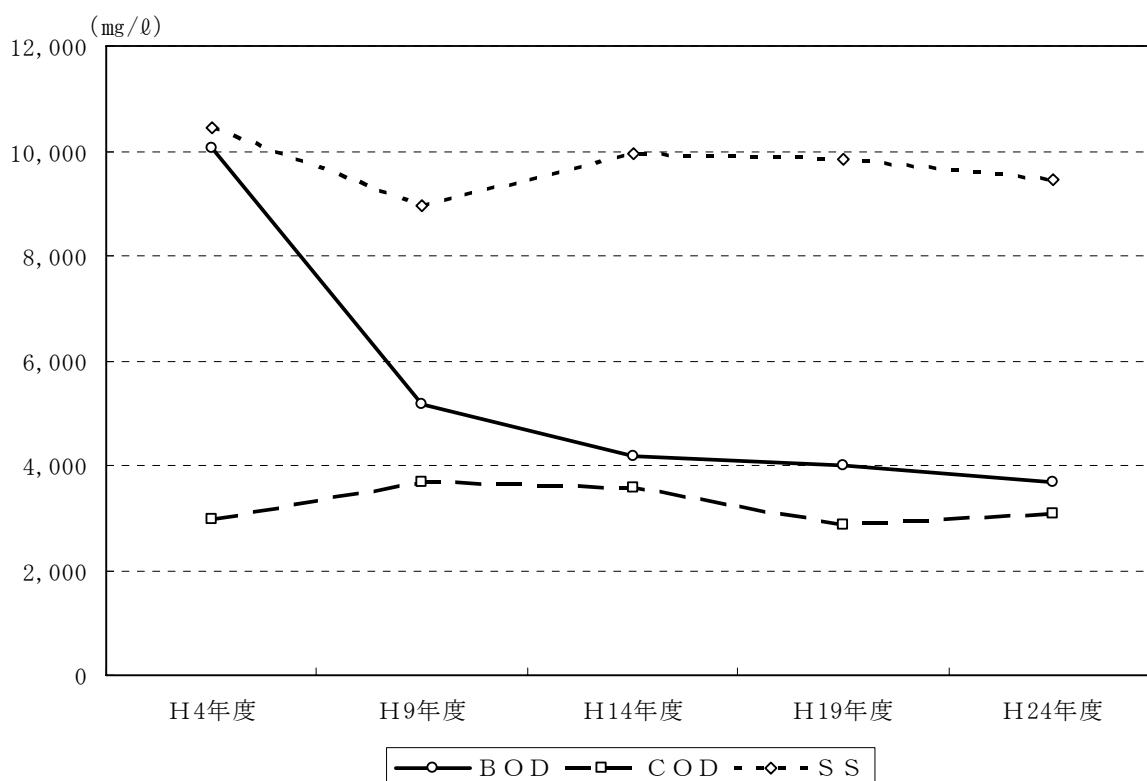


図3-7 衛生プラント位置図

## (2) し尿・浄化槽汚泥の搬入性状

し尿・浄化槽汚泥の搬入性状の推移を図3-8に示します。

本市のし尿処理施設では、し尿と浄化槽汚泥を混合処理しており、浄化槽汚泥搬入比率の上昇に伴い、化学的酸素要求量（COD）及び浮遊物質（SS）は横ばいとなっておりますが、生物化学的酸素要求量（BOD）は半分以下となっており、BODの汚濁負荷量が減少しています。



注) 1: し尿、浄化槽汚泥の水質データは除渣後の平均値

2: BOD（生物化学的酸素要求量）とはBiochemical Oxygen Demandの略称で、河川や排水の汚れ具合を表す指標であり、微生物により汚濁物質（有機物）が分解される際に、20℃において5日間に消費する酸素量。

3: COD（化学的酸素要求量）とはChemical Oxygen Demandの略称で、河川や排水の汚れ具合を表す指標であり、酸化剤により汚濁物質（有機物）が酸化される際に消費する酸素量。

4: SS（浮遊物質）とはSuspended Solidsの略称で、河川や排水の汚れ具合を表す指標であり、水中に浮遊し濁りの原因となる粒径2mm以下の不溶解性物質。

図3-8 し尿・浄化槽汚泥の搬入性状の推移

### (3) 処理実績

現有の衛生プラントにおける処理量は公共下水道の普及により、収集量と同様に全体としては減少傾向にあり、図3-9に示すとおり平成24年度には、し尿が約22 kℓ/日、浄化槽汚泥が約107 kℓ/日となっており、合わせて約129 kℓ/日になっています。

し尿の処理量は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥の処理量は増加しており、浄化槽汚泥処理能力116 kℓ/日に迫っています。

現状では、浄化槽の清掃が集中する際に発生する多量の浄化槽汚泥に対し、搬入調整や運転方法の工夫により、適正に処理を実施しています。今後更に浄化槽汚泥量が増加した場合には、適正処理が困難となる事態も想定されます。

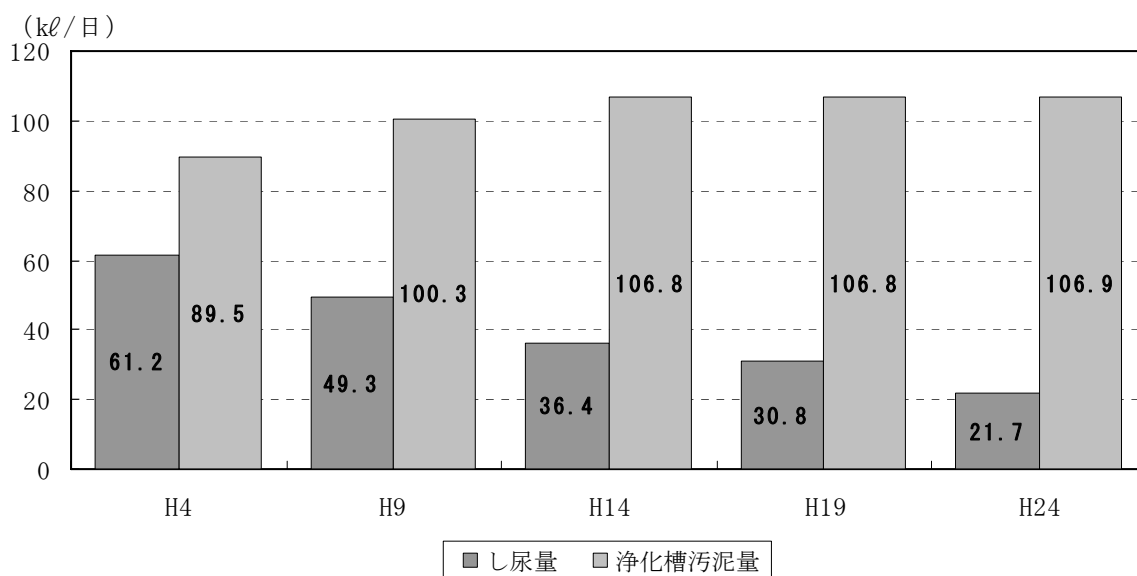


図3-9 し尿・浄化槽汚泥処理実績の推移



#### 4 最終処分状況

衛生プラントの排水処理から発生する脱水汚泥<sup>注)3-3</sup>及び脱水し渣<sup>注)3-4</sup>の固形物量については、図3-10に示すとおり、年々減少しています。

なお、脱水汚泥及び脱水し渣は、衛生プラントで焼却後、最終処分場にて埋立処分しています。

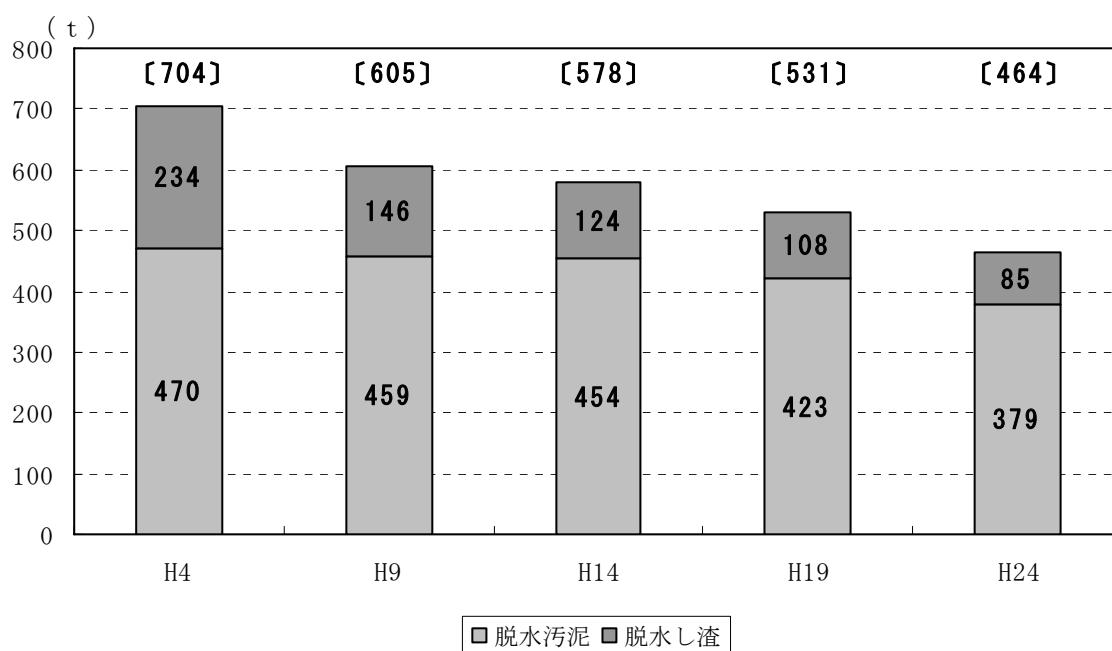


図3-10 脱水汚泥及び脱水し渣の固形物量の推移

注)3-3 排水処理から発生する汚泥から水分を除去し、減量化したもの。

注)3-4 し尿や浄化槽汚泥に含まれる、毛髪等の繊維分やごみ等から水分を除去し、減量化したもの。

---

## 第 4 章 課題の抽出

---

### 1 公共下水道による生活排水処理の拡大

本市の公共下水道による生活排水処理は、年々増加しており、平成 24 年度末で水洗化人口が 195,456 人となり、行政区域内人口 309,119 人の約 63%を占め、生活排水処理の重要な役割を担っています。

今後、生活排水処理をさらに拡大していくためには、公共下水道区域の整備拡大と供用開始区域内の未接続世帯等への接続指導を行うことが必要となります。

### 2 くみ取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

本市の生活排水未処理人口の大半は、トイレを水洗化するために単独処理浄化槽を設置している世帯となっています。

これらの既に水洗トイレによる利便性や快適性を享受している世帯にとっては、家屋や設備の老朽化等の問題が生じない限り、工事に係る費用負担の問題などから、生活雑排水を適正処理する目的のために、公共下水道への接続や合併処理浄化槽へ転換しようとする意識が働きにくいのが現状です。

こうしたことから、水環境の保全に対する市民意識の向上を図るため、既存のくみ取り便槽、単独処理浄化槽を使用している世帯へ転換の働きかけを行い、公共下水道の整備が当面の間見込めない地域においては合併処理浄化槽への転換を進めて行く必要があります。

### 3 生活排水の汚濁負荷量の削減

生活雑排水は、家庭、事業所等の台所、風呂場、洗濯場等から排出され、未処理等の生活雑排水が公共用水域の汚濁の一因となっています。

公共下水道や合併処理浄化槽で処理する場合においても、処理施設への過剰な汚濁負荷は、正常な処理の継続に支障をきたし、公共用水域の水質悪化へとつながります。このような、家庭、事業所等の排出源での汚濁負荷量は、市民等の協力により削減できるため、より一層の周知・啓発を図る必要があります。

#### 4 施設の老朽化、搬入物の量的・質的変動や処理量の減少に対応した処理体制

衛生プラントは、供用開始から 25 年が経過し、適宜補修工事などを実施しているものの全体的に施設の老朽化が進行していることから、施設の安定的で効率的な機能を維持するため、水槽・機械設備などについて補修、更新等の整備が必要となります。

また、本施設では、し尿量が減少する一方で浄化槽汚泥量が増加しているなど、施設計画時の搬入状況と異なってきています。

今後、搬入量に占める浄化槽汚泥量の割合が増加した場合、浄化槽汚泥受入設備の能力不足や主処理工程の低負荷運転などが生じ、効率的な水処理に支障をきたします。

このため、増加する浄化槽汚泥量に対応する受入方法の検討や施設の老朽化による機能低下の防止を図ることが課題となります。

---

## 第 5 章 基本方針

---

本市では生活排水の適正処理の実現を目指し、以下に示す基本方針のもと生活排水処理対策を進めることとします。

### ◆基本方針◆

#### 1 生活排水処理の拡大

公共下水道区域の拡大と供用開始区域内における接続率の向上を促進します。

#### 2 合併処理浄化槽への転換

くみ取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めるため、効果的な施策を進めます。

#### 3 生活排水の汚濁負荷量の削減

家庭等から排出される生活雑排水の汚濁負荷の削減に向け、より一層の周知・啓発を図ります。

#### 4 し尿処理施設の整備

衛生プラントの搬入量・性状の変動に対応策を早急に講じ、老朽化への対策として長寿命化整備を進めます。

## 第 6 章 計画の目標

### 1 達成目標等

生活排水処理の基本方針を効果的に推進し、実効性を確保するため、本市の達成目標等を設定します。

目標設定は、計画目標年次の平成 35 年度と併せて、中間目標年次として、平成 30 年度も設定します。

#### (1) 処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測は表 6-1 及び図 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 処理形態別人口予測

	実績値		
	H24年度 (基準年度)	H30年度 (中間目標年度)	H35年度 (計画目標年度)
1. 計画処理区域内人口	309,119	309,451	308,875
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	263,173	276,033	285,902
(1) 合併処理浄化槽	67,717	74,271	76,485
(2) 下水道	195,456	201,762	209,417
3. 生活雑排水未処理人口	45,946	33,418	22,973
4. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	40,429	29,716	20,472
5. 非水洗化人口	5,517	3,702	2,501
(1) し尿収集人口	5,517	3,702	2,501
(2) 自家処理人口	0	0	0
6. 生活排水処理率 (%)	85.1	89.2	92.6

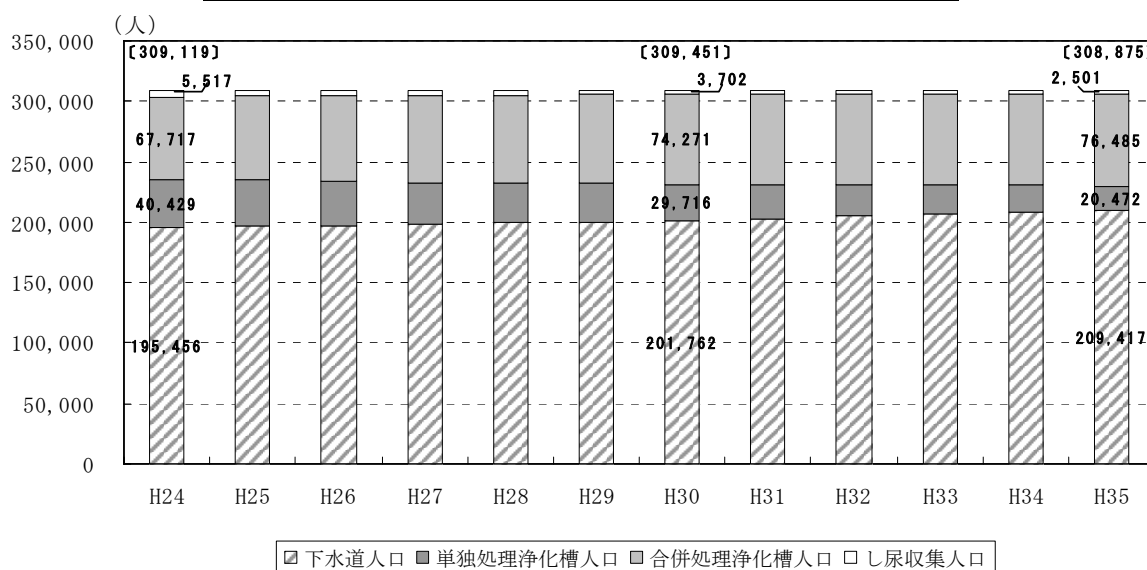


図 6-1 処理形態別人口予測の推移

## (2) し尿及び浄化槽汚泥要処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥要処理量の予測は、表6-2及び図6-2、図6-3に示すとおりです。浄化槽汚泥要処理量は、平成27年度に浄化槽汚泥処理能力の116kℓ/日を超えることとなり、計画目標年度の平成35年度には、142.5kℓ/日と予測しています。

表6-2 し尿及び浄化槽汚泥要処理量予測

	実績値	推計値	
	H24年度 (基準年度)	H30年度 (中間目標年度)	H35年度 (計画目標年度)
1. 年間要処理量 (kℓ/年)	46,947	52,597	55,481
(1) し尿要処理量 (kℓ/年)	7,918	5,147	3,468
(2) 浄化槽汚泥要処理量 (kℓ/年)	39,029	47,450	52,013
2. 日平均要処理量 (kℓ/日)	128.6	144.1	152.0
(1) し尿要処理量 (kℓ/日)	21.7	14.1	9.5
(2) 浄化槽汚泥要処理量 (kℓ/日)	106.9	130.0	142.5

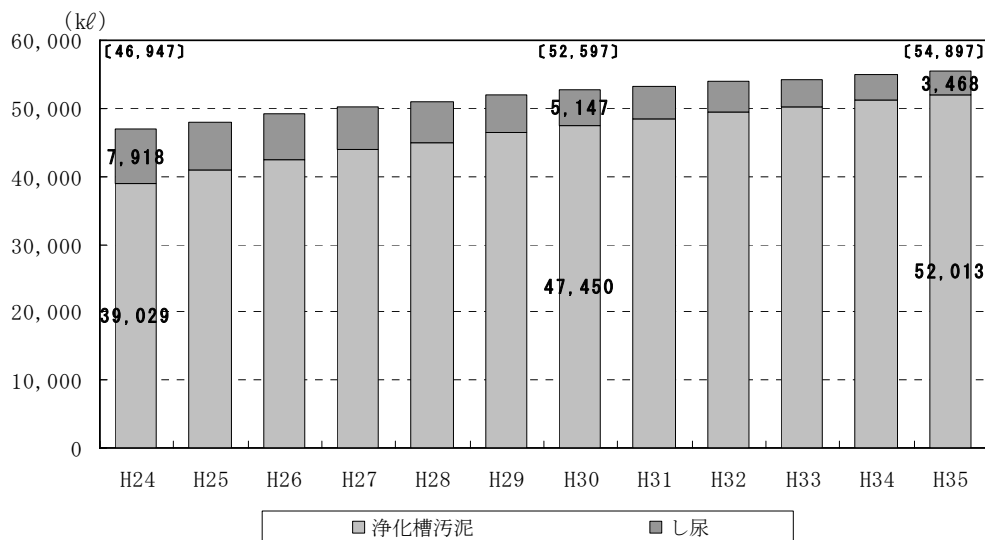


図6-2 し尿及び浄化槽汚泥要処理量 (年間量) の予測

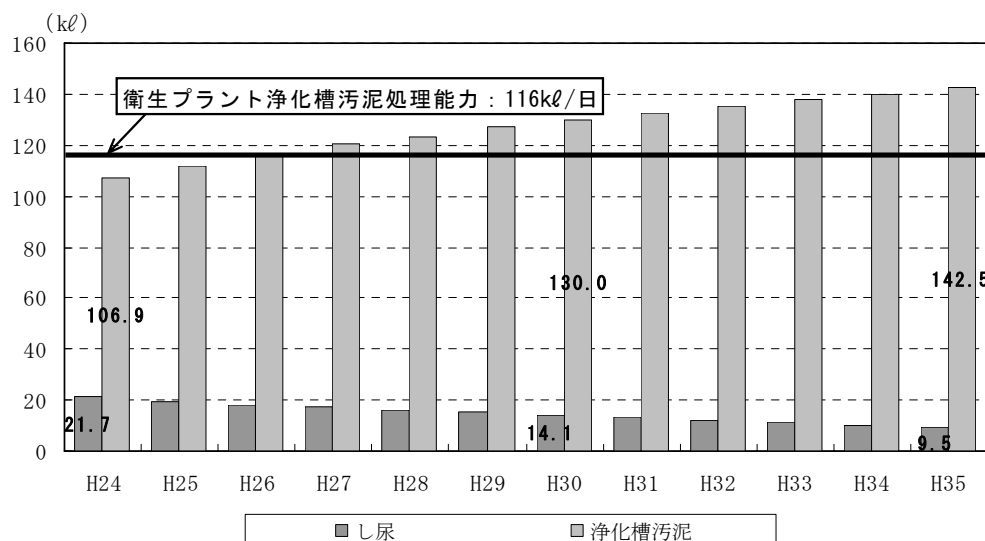


図6-3 し尿及び浄化槽汚泥要処理量予測 (日平均量) と衛生プラント処理能力

### (3) 達成目標

生活排水の適正処理の実現を目指し、基本方針を効果的に推進していく中で発生する、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽汚泥が確実に処理できる施設を確保するため、処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥要処理量の予測に基づき、以下の数値目標を設定します。

#### ●浄化槽汚泥日平均処理量

中間目標年度（平成 30 年度）	130.0 kℓ/日
計画目標年度（平成 35 年度）	160.0 kℓ/日
基準年度（平成 24 年度）	106.9 kℓ/日

---

## 第 7 章 目標達成のための施策

---

### 第 1 節 生活排水の処理計画

#### 1 生活排水処理の拡大

##### (1) 公共下水道の整備の推進

本市では、下水道基本計画において、計画処理人口 273,600 人（行政人口の 90%）、計画区域面積 4,687ha（行政面積の 51%）を目標としているため、生活排水の適正処理を進めるためには公共下水道の拡大が重要となります。

そこで、市の厳しい財政事情を勘案しつつ、高い事業効果が見込める比較的人口密度が高い地区を優先し公共下水道の整備を推進します。

##### (2) 下水道接続率の向上

公共下水道の整備による事業効果を確保するためには、公共下水道の面整備が完了し供用が開始された区域において、公共下水道への接続が速やかに実施される必要があります。

公共下水道の供用が開始された場合、土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水設備を設置して、生活排水を下水道に流入させなければなりません。その工事に係る費用負担の問題などから、速やかに接続が進まない場合があります。

そこで、接続工事を行う世帯への支援制度の活用や未接続世帯への指導の強化等により、公共下水道への接続を促進し、下水道接続率の向上を図ります。

#### 2 合併処理浄化槽への転換の促進

市内では、未だに多くのくみ取り便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理で放流されており、河川の汚濁防止や水質保全に対して大きな弊害となっています。

合併処理浄化槽への転換に対する設置費用の一部を補助する制度により、公共下水道事業認可区域を除いた区域において、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、合併処理浄化槽転換への啓発については、ホームページやリーフレットにより浄化槽補助制度や合併処理浄化槽の有効性等について周知するとともに、各種イベントにおけるパネルの展示等を行います。

また、今後においては、浄化槽工事業者や保守点検業者等からも市民への周知を行うなど、事業者と連携して啓発を進めます。



### 3 生活排水の汚濁負荷量の削減

#### (1) 汚濁負荷物質の排出抑制

河川の汚濁防止や水質保全を確保するためには、生活排水の適正処理を図るとともに、生活排水に係る汚濁負荷量の発生抑制の取組みが必要となります。

そこで、各家庭等における発生源対策（食事の調理や洗物の手順を工夫して、無駄なく水を使用すること等の台所対策及び洗濯洗剤の適量使用等の風呂場対策）を促進し、生活雑排水に含まれる汚濁負荷物質の発生を抑制していきます。

#### (2) 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽は法に基づいた保守点検、清掃、法定検査等の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能となります。

浄化槽の管理者が維持管理に対する法的責任を負うことから、浄化槽管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行い、適正な維持管理を促進します。

### 4 し尿処理施設の整備

現有の中間処理施設である衛生プラントは、過去3年間のし尿、浄化槽汚泥の搬入量が概ね横ばいとなっています。

平成24年度の搬入量は、365日平均搬入量が約129kl/日で、計画搬入量（190kl/日）に対する搬入率は約68%、その内、浄化槽汚泥は、365日平均搬入量が約107kl/日で、浄化槽汚泥計画処理量（116kl/日）に対する搬入率が約92%となっています。

しかしながら、浄化槽汚泥の月平均搬入量の範囲は、97kl/日から117kl/日で、浄化槽汚泥計画処理量（116kl/日）を超える量となっており、搬入が集中する時期には、受入貯留設備のうち、浄化槽汚泥夾雑物<sup>注)7-1</sup>除去装置の能力が不足し、浄化槽汚泥の受入を調整する状況が生じています。

今後は合併処理浄化槽の普及（くみ取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換を含む）や浄化槽の適正な維持管理の推進に向けた施策の実施により、浄化槽汚泥量が増加することが見込まれることから、浄化槽汚泥対応型の処理方式とするなど、搬入状況に適した処理方式に取り組めます。

---

注)7-1 し尿や浄化槽汚泥に含まれる、毛髪等の繊維分やごみ等。

また、平成 24 年度に実施した精密機能検査結果に基づき、老朽化した水槽・機械設備などの修繕計画を策定し、優先度の高い修繕から施工することにより、機能低下の防止を図ります。

## 第 2 節 し尿・汚泥の処理計画

### 1 収集・運搬計画

計画収集区域は本市の全域とし、収集運搬体制は、し尿が直営及び委託業者、浄化槽汚泥については収集運搬許可業者で行います。

今後の浄化槽汚泥量については、合併処理浄化槽の普及や転換、浄化槽の適正な維持管理の推進により増加することが予測されるため、点検・清掃が集中する時期の搬入調整や増加に対応した安定的な収集運搬体制を確保していきます。

なお、し尿の収集運搬については、対象となるくみ取り世帯の減少が進み、事業規模の一層の縮小が想定されることから、事業の合理化について委託業者との協議を進めます。

### 2 中間処理計画

一般的にし尿処理施設は、これまで 20 年から 30 年程度で施設全体を更新する事例が多くなっていることから、本市のし尿処理施設も稼動後 25 年を経過し、施設全体の更新を含めた施設整備方針についての検討が必要となっています。

また、搬入量に占める浄化槽汚泥量の割合は約 83%（平成 24 年度平均）で処理対象物は浄化槽汚泥が主となり、施設計画時の搬入条件と異なるため、主処理工程の低負荷運転などが生じ、効率的な水処理に支障をきたしています。

こうした課題に対応するため、本施設は浄化槽汚泥対応型の処理方式として、概ね平成 32 年度までに整備を行います。

具体的には、増加する浄化槽汚泥に対応するため、平成 26 年度までに直接脱水方式処理能力を増加し、1 日当たりの浄化槽汚泥処理能力を 123 kℓ/日まで引き上げ、その後、将来の浄化槽汚泥量の増加を考慮した 1 日当たりの浄化槽汚泥の処理能力及び延命施設寿命 15 年を設定値とする前処理設備・汚泥脱水設備の増強、未更新の各機器・設備更新、攪拌・貯留槽などの水槽の防食補修などの長寿命化対策の整備を施工します。

表 7-1 施設整備工程

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
施設整備計画		⇔ 浄化槽汚泥量 増加対策		←—————→ 施設の長寿命化に向けた整備							

### 3 最終処分計画

衛生プラントの排水処理から発生する脱水汚泥及び脱水し渣については、焼却後、埋立処分による最終処分を回避するとともに、資源として有効活用していくため、セメント原料などの再資源化方策について検討し、再資源化を推進します。

---

## 第 8 章 計画の進行管理

---

### 第 1 節 各年度における実施状況の分析・改善

本計画は、平成 35 年度を目標年度とする長期計画ですが、計画の実効性を確保するため、各年度において、数値目標の達成状況、施策の実施状況及び実施に要した費用などを分析し、必要に応じて施策の実施内容や進め方の改善を図ります。

### 第 2 節 中間年度等における計画の見直し

本計画は概ね 5 年ごとに見直すこととしているため、計画期間の中間年度（平成 30 年度頃）において、計画内容や施策の実施状況の全般について点検・評価し、数値目標や施策内容について、必要に応じて見直します。

また、生活排水処理を取り巻く社会経済情勢の大きな変化や生活排水処理に関する国や愛知県の方針の変更など、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合についても同様に見直しを行います。

なお、計画の見直しに際しては、春日井市廃棄物減量等推進審議会やパブリックコメント等を実施し、広く市民、事業者などの意見を求め、計画に反映します。

### 第 3 節 計画の推進

#### 1 情報の共有と計画の推進

生活排水処理対策を進める上では、市民、事業者、行政が情報を共有し、適切にその役割と責任を分担するとともに、相互に協力して進めていくことが重要となります。

このため、市は、市民や事業者に情報を分かりやすく提供し、協働して計画を推進していきます。

なお、新たな施策の立案・実施にあたっては、春日井市廃棄物減量等推進審議会などから積極的に意見・提案を求めるほか、パブリックコメントの実施を通じて、市民、事業者の意見を反映していきます。

#### 2 広域的な連携による計画の推進

水環境保全に向けた取組みにおいては、法律の整備や全国的な制度の構築が必要なものや市内のみならず河川水系・流域での広域的な取組みが必要となる場合もあることから、単一の地方公共団体だけでは取組みに限界があるのも事実です。

このため、国や県のほか、庄内川水系の市区町村、民間事業者、NPO など、多様な主体との広域的な連携を図り、計画を推進していきます。

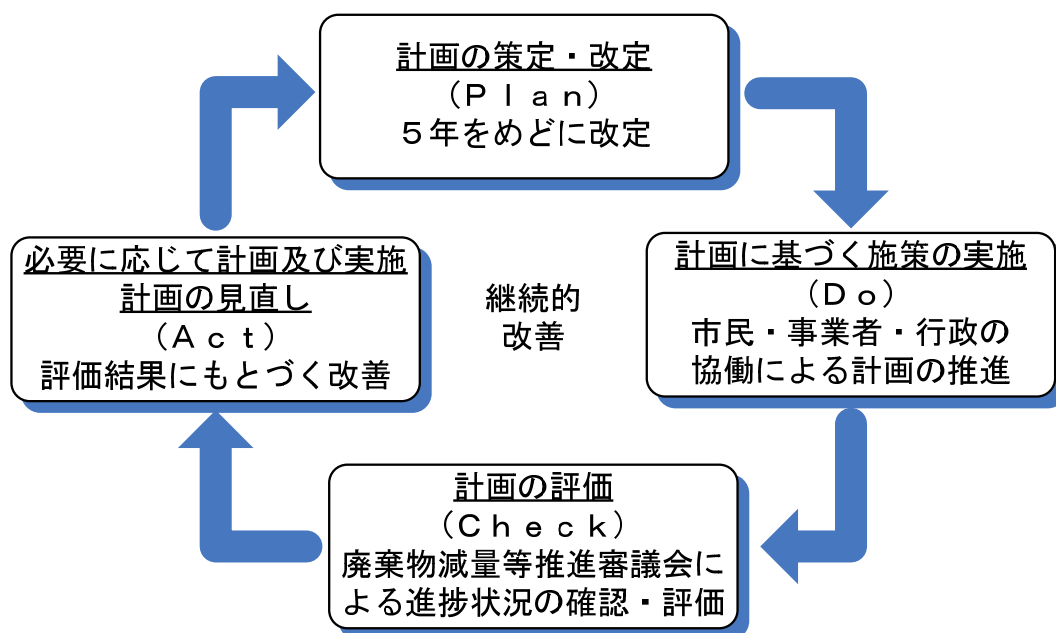


図 8-1 進行管理体制